

奨励金支給項目一覧

申請区分	内容	現行
AB	ゴルフライダープログラム	対象外
A 競技費用	競技エントリーフィー	Aとして対象
	競技プレーヤー	Aとして対象
	競技キャディーフィー	Aとして対象
	競技会場への交通費（詳細は下記を参照）	Aとして対象
	宿泊費（詳細は下記を参照）	Aとして対象
	競技当日のドライビングレンジ練習代	Aとして対象
	競技当日の朝食代	対象外
	競技当日の昼食代（特待生本人のみ）	Aとして対象
	競技当日の飲み物代（特待生本人のみ、昼食時の1杯に限る）	Aとして対象
B ゴルフ関連費用	ゴルフ練習場代・練習場ボール代（A. 競技費用に含まれるもの以外）	Bとして対象
	ゴルフレッスン代	Bとして対象
	練習ラウンド代（競技当日以外の競技会場における練習ラウンド含む） ・プレーヤー・キャディーフィー・ドライビングレンジ練習代・カート代 ・ロッカー代・諸税	Bとして対象
	練習ラウンド当日の朝食	対象外
	練習ラウンド当日の昼食（特待生本人のみ）	Bとして対象
	練習ラウンド当日の飲み物代（特待生本人のみ、昼食時の1杯に限る）	Bとして対象
	練習場や練習ラウンド先への交通費	対象外
	ゴルフ用品 ・ゴルフクラブ・ゴルフボール・ゴルフシューズ・レインウェア・ゴルフウェア ・帽子・ゴルフ手袋・ヤーデージブックまたはカバー・ゴルフメモ・ゴルフティー ・コースガイド・カップインソール・ゴルフ用品アンブレラ・ゴルフ用ベルト ・グリップ代（交換代含む）・ゴルフ用ポストンバック・ゴルフ用キャディバック ・クラブシャフト代（交換代含む）・クラブライ角調整代	Bとして対象
	ゴルフ倶楽部会員年会費	Bとして対象

対象項目	詳細内容
A. 競技費用 「競技会場への交通費」	・ タクシーを除く公共交通機関（特待生本人分のみ）（国内移動時のみを対象とし、普通席のみ申請可）
	・ 高速自動車国道および自動車専用道路の通行料（利用人数で按分することなく、費用の実費）
	・ レンタカー代、レンタカー使用時のガソリン代（利用人数で按分することなく、費用の実費）
	※ 高速自動車国道の通行料は、領収書もしくはETC利用明細を提出
	※ 自家用車利用時のガソリン代や自家用車の消耗品代は、競技費用と断定する事が困難なため、対象外
A. 競技費用 「宿泊費」	・ 特待生本人分のみ
	・ 競技日前日の宿泊のみ（競技が2日間の場合は1日目の前泊、2日目の前泊として2泊分が対象）
	・ 2名利用の場合は領収書に記載されている宿泊費の半額
	・ 3名以上で宿泊した場合は、対象となる宿泊費の合計を宿泊人数で割った一人当たりの宿泊費
	※ 宿泊時の食事は対象外
	※ 東横インのように無料で朝食がついている宿泊施設の場合は朝食込みの費用が対象